

# 生徒のきまり

京都市立勧修中学校(令和8年度版)

登校・下校については次のことを守る。

1. 登校・下校は、より道や買い食いをせず、交通規則を守る。
2. 午前8時から8時25分の間に登校して、教室に入り、ベル着をする。
3. 清掃活動終了後、すぐに下校すること。ただし、生徒会、学級活動、部活動、定期考査などの特別の場合には別に定める。
4. 徒歩で通学する。自転車通学は禁止。
5. 下校するときは使用していた教室のとじまりをしてから下校する。

校内生活については次のことを守る。

## 学習

1. ベル着三原則を守り、正しい姿勢で真剣に学習する。おしゃべりをしたり、立ち歩いたり、授業をさぼったりなどして、自分や他人の学習をじゃましない。
2. ベル着三原則とは下の三つのことである。
  - (1) チャイムがなる前に、教室に入る。
  - (2) 教室に入ったら、自分の席につく。
  - (3) 席についたら、教科書・ノートを開けて学習の準備をする。
3. つねに授業をうけやすいクラスになるようにお互いに心がける。
  - (1) 机・いすを整とんする。
  - (2) 黒板をきれいにする。
  - (3) 窓をあけて換気する など

## 休み時間

1. 体育館など遊ぶのに適切でない場所で遊ばない。
2. 運動場や校舎内では危険な遊びはしない。
3. 昼食はかならず自分の教室で食べる。
  - (1) 昼食は完全自由選択制で給食を注文するか弁当を家庭から持ってくる。やむを得ないときは、学校に来るまでにパン等を用意してくる。
  - (2) 飲み物は、持参した水やお茶を原則とし、やむを得ないときは、紙パックに入った飲み物を認める。
4. なにかの理由で授業に出られないときは、授業の教科の先生の許可をもらう。
5. 他学年のフロアには行かない。

## 保健室の利用について

1. 保健室は原則として休み時間に利用する。
2. 保健室は急病や負傷の応急処置のために利用する。

美化(校舎をいつも美しくするために。)

1. 掃除当番は協力して、ていねいに行く。
2. 物をこわしたり、落書きをしたりなどは絶対にしないように生徒同士できびしく注意しあう。
3. 校舎入り口のマットで靴うらの土や砂をていねいにぬぐい落してから校舎に入る。
4. 清掃用具は大切に使い、決まった位置に整理してしまう。

その他

1. 廊下でボール遊びしたり、教室内で他人に迷惑な行動をしたりしない。
2. 物をこわしたり、事故をおこしたりした時は、すぐに先生に報告して相談をする。
3. 電気施設、空調機器、放送機械には係以外の物は手をふれない。
4. 防火扉、消火設備、火災報知器には、非常の場合以外には手をふれてはいけない。
5. 地震・火災・暴風雨など、非常事態の発生した場合は避難訓練の注意どおりにすばやく行動する。
6. 金銭や物品をひろったり、紛失したりしたときは、すぐに先生に届ける。
7. 生徒同士での金銭の貸し借りや、物品の売買をしてはいけない。

◎基本的には、その場の状況や立場に応じたTPOをしっかりと意識し、その場にふさわしい節度あるみだしなみを意識していく。

服装

登校するときは、通学服でくる。

みだしなみも清潔で中学生らしい質素なものであるように気をくばる。

ただし、

1. 本校指定の服を正しく着用してください。(夏服装、冬服装)
2. 本校では衣替えの期間を設けていない。気温、体調等を考慮して、各自で本校指定の服を正しく着用する。
3. 防寒用として着用するベスト・セーターはワンポイント、ラインなら可。色は指定しないが、華美でないものに限る。(令和6年度改定)
4. 体育の時は指定の体操服を着用すること。
5. マフラーや手袋や防寒着は派手でない物。

靴下

ソックス、ハイソックスで、色、柄については指定しない。ただし、学校行事等では、場にふさわしい色、柄とする。(令和6年度改定)※ルーズソックスやニーハイソックスは不可。

靴

通学用の靴は運動靴とする。運動に適さないものは不可。

リップ

無色、無臭の物に限る。

ベルトについて

派手な色の物や極端に細い物はしない。

防寒着

各自の体調に合わせて防寒着を着用することができる。ただし、ベスト・セーターとブレザーを着用したうえでのみ防寒着を着用することを認める。

## 髪の毛について

1. 清潔で、学習しやすい形や長さにする。
2. パーマネント、染色、脱色は禁止。  
化粧品や整髪料の使用も禁止。装身具は頭部に限らず身につけない。
3. 長い髪は、ゴムひもでたばねること。  
髪ゴムの色については指定しない。ただし、学校行事等では、場にかさわしい色とする。(令和6年度改定)
4. 事情のある生徒は学校へ事前に相談すること。

## 持ち物については次のことを注意する。

1. 生徒証明書は常に持ってくる。
2. 持ち物は自己管理する。
3. 学校生活に必要なでない物や金銭は持ってきてはいけない。(学校が指示した場合は除く)
4. 金銭や貴重品を体育などで体から離さなくてはならないときは、必ず先生に預ける。

## 改正規定

- ・ この「きまり」の改正は、生徒総会の2分の1以上の賛成による議決で発議され、職員会議の承認を得ることで成立する。
- ・ 職員会議は、その発議を否決するときは、その理由をつけて生徒会に差しもどさなければならない。
- ・ 職員会議は生徒総会の発議によらずしても、この「きまり」を改正することができる。

## 校外生活については次のことを注意する。

1. 欠席・遅刻は「すぐーる」または電話連絡する。
2. やむを得ず遅刻した場合は、理由を職員室の教員に報告をする。
3. アルバイトは、原則、禁止する。
4. 家庭に不幸があったときや伝染病が発生したときは、すみやかに届ける。
5. 忌引日数は、次のとおりである。

両親・・・・・・・・・・・・・・7日以内

祖父母、兄弟姉妹・・・・・・3日以内